明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

二　国際政策課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業戦略官、国際交通戦略官、次世代インフラシステム海外展開推進官、国際市場整備推進官、国際事業環境調整官、国際協力政策調整官及び国際協力官の所掌に属するものを除く。）。

10・11　（略）

12　国際協力官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　国土交通省の所掌に属する国際関係事務で国際協力に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（国際統括官及び国際協力政策調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（都市安全推進官及び都市防災調整官）

第四十六条　都市安全課に、都市安全推進官及び都市防災調整官それぞれ一人を置く。

2　都市安全推進官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち特定事項に係るものに関する事務をつかさどる。

一　都市局の所掌事務に関する総合的な防災に関する企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する防災に係る施策の調整に関すること（都市防災調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　都市局の所掌事務に関する国土交通省組織令第四十条第一号イに掲げる事項に関する総合的な政策の企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する当該事項に係る政策の調整に関すること。

三　都市局の所掌事務に係る災害復旧事業の指導（公園に係るものにあっては、工事の指導を除く。）、監督及び助成に関すること（都市防災調整官の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

3　（略）

（都市開発金融支援室並びにまちづくり企画調整官及び国際競争力強化推進官）

第四十八条　まちづくり推進課に、都市開発金融支援室並びにまちづくり企画調整官及び国際競争力強化推進官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

（削る）

4　（削る）

5　（略）

二　国際政策課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（インフラシステム海外展開戦略室並びに国際建設産業戦略官、国際交通戦略官、国際市場整備推進官、国際協力政策調整官及び国際協力官の所掌に属するものを除く。）。

8・9　（略）

10　国際協力官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　国土交通省の所掌に属する国際関係事務（交通に関連するものに限る。次号において同じ。）で国際協力に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（国際統括官及び国際協力政策調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（都市防災対策企画室及び都市防災調整官）

第四十六条　都市安全課に、都市防災対策企画室及び都市防災調整官を置く。

2　都市防災対策企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　都市局の所掌事務に関する総合的な防災に関する企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する防災に係る施策の調整に関すること（都市局の所掌事務に関する総合的な防災に関する事業の指導及び助成に関することを除く。）。

二　都市局の所掌事務に関する国土交通省組織令第四十条第一号イに掲げる事項に関する総合的な政策の企画及び立案並びに都市局の所掌事務に関する当該事項に係る政策の調整に関すること。

三　防災のための住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関する制度の企画及び立案に関すること。

四　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第十三項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業に関する制度の企画及び立案に関すること。

五　宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の規定による宅地の造成等の規制に関すること。

六　宅地の耐震化（地震時における地盤の滑動、崩落又は液状化による被害の防止を図るために行う宅地の改良をいう。以下この号において同じ。）の推進に関すること（宅地の耐震化に関する事業の指導及び助成に関することを除く。）。

七　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（第二章から第四章まで、第五章第一節、第二節、第三節第二款及び第四節並びに第六章から第八章までを除く。）の施行に関すること。

八　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）に規定する緑地等の設置に関する計画に関すること。

3　都市防災対策企画室に、室長を置く。

4　（略）

（都市開発金融支援室及び官民連携推進室並びにまちづくり企画調整官及び国際競争力強化推進官）

第四十八条　まちづくり推進課に、都市開発金融支援室及び官民連携推進室並びにまちづくり企画調整官及び国際競争力強化推進官一人を置く。

2・3　（略）

4　官民連携推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　官民の連携によるまちづくりの推進に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

二　官民の連携によるまちづくりの推進を図る活動の指導及び助成に関すること。

5　官民連携推進室に、室長を置く。

6・7　（略）